

外来感染対策向上加算について

当院は、院内感染防止対策として、必要に応じて

次のような取り組みを行っています。

- 感染管理者である院長が中心となり、職員一同院内感染対策を推進します。
- 院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を定期的に実施します。
- 感染性の高い疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）が疑われる場合は、一般診療の方と導線を分けて対応します。
- 抗菌薬については厚生労働省の『抗微生物薬適正使用の手引き』に則り、適性に使用します。
- 標準的感染予防対策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、職員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。
- 感染対策に関して医師会と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。
- 上記の取り組みから、患者様お一人につき月1回「外来感染対策向上加算」、発熱等感染症疑いのある患者様に感染防止対策をした上で診察を行った場合、月1回に限り「発熱患者等対応加算」を算定いたします。